

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
千里青雲高等学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年1月6日（検査日：令和4年1月6日）</p> <table border="1" data-bbox="537 625 1368 793"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事</td> <td>366,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年2月7日（検査日：令和4年2月7日）</p> <table border="1" data-bbox="537 947 1368 1115"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>496,540円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	366,300円	工事名称	金額	情報コンセント増設に係るLAN工事	496,540円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>	<p>公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。</p> <p>また、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
工事名称	金額										
生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	366,300円										
工事名称	金額										
情報コンセント増設に係るLAN工事	496,540円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）